

保証人のいない高齢者・障害者・ひとり親世帯で区内の民間賃貸住宅へ転居を希望する方の初回保証料の一部を助成します！

台東区高齢者等家賃等債務保証制度

台東区では保証人がいないため、区内の民間賃貸住宅に転居することが困難な高齢者・障害者・ひとり親世帯の方に対し、区と協定を結んだ一般社団法人賃貸保証機構に加盟する家賃債務保証会社を利用した場合、支払った初回保証料の2分の1を助成します（上限2万円）。

1 家賃債務保証とは？

- ◇保証会社が賃貸住宅の借主の委託を受けて、当該借主の貸主に対する家賃の支払いに関する債務を保証し、連帯保証人に近い役割を担うものです。
- ◇万が一、借主が家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に立替えますが契約者の支払いが免除されるわけではありません。後日、必要な弁済を行う必要があります。

2 申込みの資格

次の（１）～（７）のすべてに該当すること

- (1) 次のいずれかに該当する世帯であること
 - ①高齢者世帯（65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯または高齢者と18歳未満の児童のみの世帯）
 - ②障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の方、愛の手帳3度以上の方または精神障害者保健福祉手帳を所持する方を含む世帯）
 - ③ひとり親世帯（18歳未満の児童及び父または母のみの世帯）
- (2) 台東区に住民登録をし、かつ区内に引き続き3年以上居住していること
- (3) 台東区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住すること
- (4) 緊急連絡先があること
- (5) 保証人がいないこと
- (6) 生活保護を受給していないこと
- (7) 世帯全員が住民税を滞納していないこと

3 助成金額

2万円を上限に支払った初回保証料の2分の1（千円未満の端数切り捨て）を助成します。なお、助成は初回保証料のみです。更新保証料は助成されません。

4 保証委託契約について

◇初回保証料は、賃貸保証機構の基本メニューを利用した場合、月額家賃（共益費等を含む）の50%（最低保証委託料3万円）です。契約後、更新保証料として1年毎に1万円がかかります。

◇不動産店によっては、賃貸保証機構の基本メニューを利用できない場合があります。その場合は、賃貸保証機構の会員のメニューを利用することになります。

5 制度ご利用にあたっての注意事項

◇この制度は、台東区が不動産物件をあっせんするものではありません。

◇賃貸保証機構の加盟保証会社以外の保証会社を利用した場合は助成対象外です。

◇賃貸借契約書・保証委託契約書をよくお読みのうえ、ご契約ください。

◇一般社団法人 賃貸保証機構について

入居希望者の安定した生活を支援することを目的とする複数の家賃債務保証会社によって設立された法人です。

民間賃貸住宅とは？

自らが住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払い、自己の居住用として使用し、下記の（1）～（4）を除くものをいいます。

- （1）転居前及び転居後の民間賃貸住宅が、申込者または同居者の2親等以内の親族が所有、または経営する住宅
- （2）公営、公社、UR都市機構等の公的賃貸住宅や社宅、従業員寮等の企業の福利厚生目的のための住宅
- （3）1年未満の短期間契約の住宅
- （4）定期建物賃貸借の契約期間満了により賃貸借契約が終了する住宅

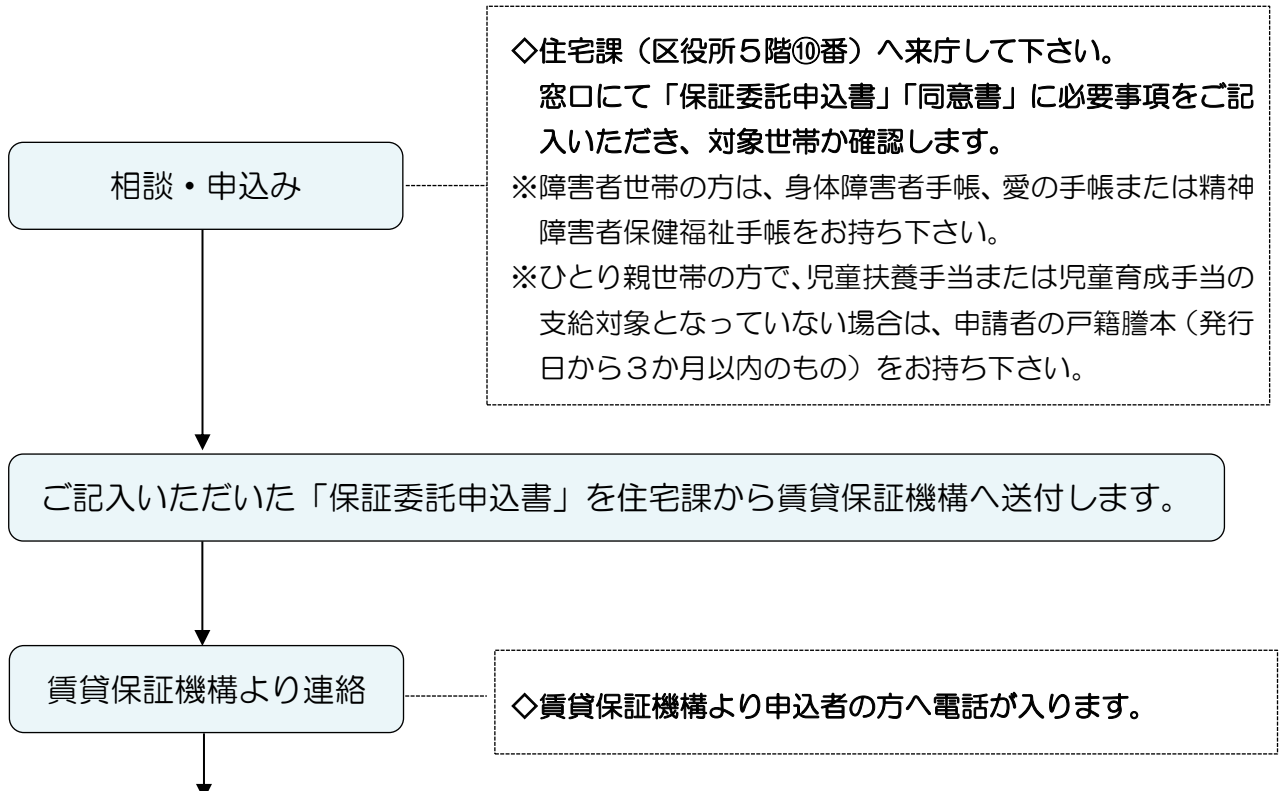


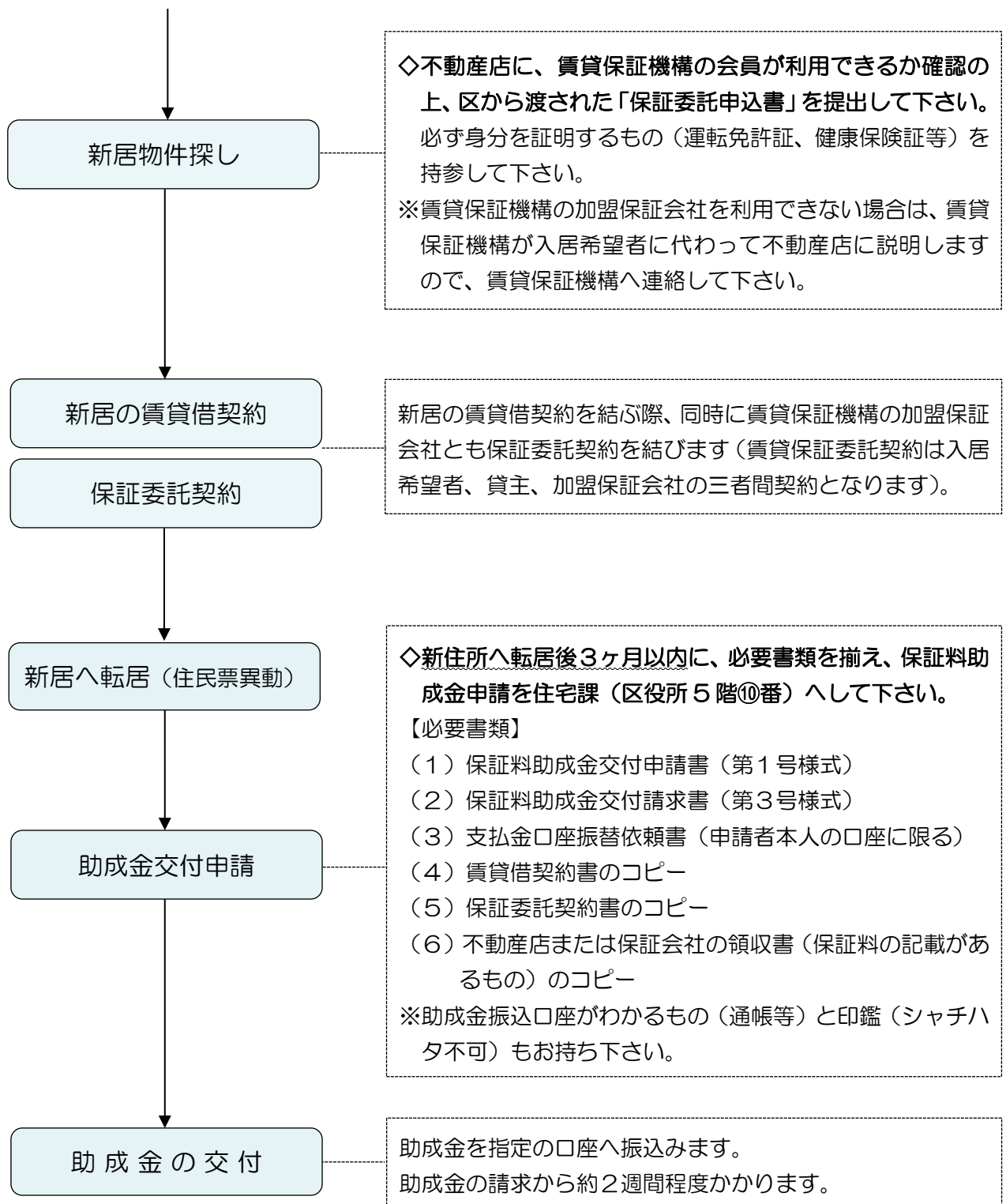
6 台東区と協定を結んでいる団体及び加盟保証会社

協定先団体名	住 所	お問い合わせ先
一般社団法人 賃貸保証機構	新宿区西新宿 2-6-1	☎5909-7233 (代表)

加盟保証会社	住 所	お問い合わせ先
A L E M O株式会社	中野区東中野 5-5-5 徳舂ビル1階	☎5340-7861 (代表)
株式会社C a s a	新宿区西新宿 2-6-1 新宿住友ビル	☎6863-3964 (生活相談室)
日本セーフティー株式会社	港区芝 5-36-7 三田ベルジュビル8階	☎5446-5700 (代表)
ハウスリーブ株式会社	港区港南 2-16-1	☎6718-9190 (代表)
フォーシーズ株式会社	港区新橋 5-13-7 4 c' s新橋ビル	☎3434-3725 (代表)

7 利用手続きについて





〒110-8615
東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所5階⑩番
住宅課 ☎03-5246-1468（直通）

